

「支援機関と連携した副業・兼業人材マッチング支援事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

「支援機関と連携した副業・兼業人材マッチング支援事業」（以下、「本事業」という。）

2 事業の目的

本事業は、商工会議所・商工会等の支援機関と連携し、県内企業が抱える経営課題の解決にあたり、新規事業等を実施する際に必要な専門スキルや知見を、都市部の大企業等で活躍する副業・兼業人材の活用により補うことで、県内企業の人材確保及び競争力強化に繋げることを目的とする。

3 委託事項

- (1) 支援機関向け説明への協力
- (2) 副業・兼業人材の活用を希望する県内企業と副業・兼業人材のマッチング支援
- (3) (1)～(2)に係る機構への報告

4 業務内容

- (1) 本事業を活用する企業は、以下のすべてを満たす者であること。
 - ① 副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号に規定する県内企業であること。
 - ② 要綱第3条各号を満たす企業であること。
- (2) 本事業の対象となる案件は、要綱第4条を満たす案件であること。
- (3) 3(1)を目的として機構が開催する支援機関向け説明会（5月開催予定）への出席（オンライン出席可）及び支援機関訪問に同行（オンライン参加可）し、自社のサービス内容や副業・兼業人材活用のメリット等について説明すること。
また、石川県及びILACの担当者が企業と副業・兼業人材とのオンラインや現地での取り組みに同席する場合は協力すること。
- (4) 3(2)について、機構及び商工会議所・商工会等の支援機関が募集した副業・兼業人材の活用を希望する企業に対し、課題のヒアリング・整理、受託者の人材募集プラットフォーム等を活用した副業・兼業人材の募集、副業・兼業人材の面接支援など、県内企業と副業・兼業人材が成約（契約）するまでの支援を行うこと。（企業と副業・兼業人材がマッチングに至るまでの支援を求めるものであり、マッチング後の取り組み状況のフォロー等は不要。）
- (5) 3(3)について、指定様式により報告書を作成し、毎月10日までに提出すること。なお、10日が土日もしくは国民の祝日の場合は、直前の平日までに提出すること。

4 精算について

固定費については、特段の事情がない限り精算は行わない。

変動費については、経費積算書に記載したマッチング件数を下回った場合は、マッチング件数1件あたりの変動費単価に応じて減額を行うものとする。

5 完了報告書

事業実施期間終了後、速やかに委託業務完了報告書を機構へ提出すること。

6 その他

- (1) 経費積算書に記載したマッチング件数を超えた場合も、増額契約は行わないので留意すること。
- (2) 業務にあたっては、機構と協議のうえ実施すること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、機構と協議して定めること。
- (4) 天災等の影響により、委託内容の変更や中止等の可能性があること。